

青森公立大学教員募集

公立大学法人青森公立大学では、下記のとおり専任教員を募集します。

記

本公募では、青森公立大学経営経済学部地域みらい学科の教育・研究および大学・学科の運営に主体的に関わり、地域の住民、企業、自治体等と連携した地域研究を推進できる研究者を募集します。

特に、青森県を中心とした北東北地域がもつ多様かつ固有な自然、歴史、社会、文化の意味や価値、およびこれらの地域が抱える社会課題を理解したうえで、地域の研究や教育を意欲的に進めることができる方が望まれます。加えて、青森公立大学が地域に根ざした大学であることをよく理解し、社会課題を解決するための分野横断型研究の推進に興味・関心のある方、地域の共同研究・ワークショップ・社会教育等にも誠意と意欲をもって取り組み、未来可能性のある地域の発展に貢献できる方を求めます。

このような地域みらい学科が目指す目的に沿って、人文地理学を背景とした地域におけるフィールドワークの経験を有し、地域学と地理情報システムに関する講義・演習を担当することが可能であれば、人文地理学における研究分野は問いません。

- 1 専門分野：人文地理学
- 2 職位：教授、准教授または講師
- 3 募集人員：1名
- 4 予定担当科目：地域学、地理情報システム、及び地域に関わる人文地理学分野の講義・演習・野外実習科目 等
- 5 着任時期：2026年4月1日
- 6 雇用形態：常勤（定年制・任期なし、青森公立大学職員就業規則、青森公立大学職員給与規程等による）
- 7 応募資格：
 - ① 大学院博士後期課程単位取得者、またはそれと同等の研究業績のある方。
 - ② 大学における教育経験があることが望ましい。
 - ③ 地域研究への応用を目的とした、地理情報システム（GIS）等のデジタル技術による空間分析に関する講義・演習ができること。
 - ④ 人文地理学の視点から、地域みらい学科に関連する科目の講義ができること。
 - ⑤ 採用後は、青森県または北東北地域のフィールドワークにもとづいた、実証的な研究や学生の指導ができること。

⑥ 採用後は、青森市やその近隣に居住するなど、通勤可能であること。

8 応募方法：郵送又は下記メールアドレスへの応募書類（電子データ）送付
郵送の場合、封筒の表に「人文地理学教員応募書類在中」と朱書きのうえ、下記の書類を簡易書留郵便または宅配便等、配達状況が確実に記録される方法で送付してください。

提出先メールアドレスは、saiyou@mat.nebuta.ac.jp です。

- 9 応募書類：① 履歴書（本学所定の履歴書を利用し、大学卒業以降の学歴、職歴、賞罰、資格は必ず記載し、顔写真を添付すること）
② 教育研究業績書（本学所定の教育研究業績書を利用し、これまでの研究業績をすべて記入すること）
③ 採用後の本学での教育・研究・地域貢献（公開講座等）、学内運営協力等についての所信をまとめたもの（書式は自由）
④ 審査用の代表的業績4点以内のデータを、郵送の場合は各1部、メール添付で提出する場合にはそれぞれ1つのファイル（PDF等）（著書または博士論文を提出する場合には、要旨をA4用紙で5枚程度にまとめたものを添付すること）

※①及び②の様式は、

<https://www.nebuta.ac.jp/university-information/careers>

に掲載しておりますので、ダウンロードしてお使いください。

応募書類は一切返却いたしませんので、予めご了承ください。

なお、本募集に関連して提出された個人情報については、選考の目的に限って利用し、選考終了後は、教員として採用された方の情報を除き全ての個人情報は責任を持って廃棄します。

10 応募締切：2025年9月11日(木)必着

11 郵送先住所：〒030-0196 青森県青森市合子沢字山崎153-4

青森公立大学事務局 総務企画グループ 総務企画チーム

12 その他：① 選考に際しての交通費・宿泊費については、すべて自己負担となります。

② 提出書類に不備がある場合は、受理しないことがあります。

③ 公立大学法人青森公立大学職員就業規則及び青森公立大学職員給与規程は以下のホームページからご覧になれます。

<https://www.nebuta.ac.jp/wp-content/uploads/2020/05/syokuinnsyuugyokisoku.pdf>

<https://www.nebuta.ac.jp/wp-content/uploads/2025/04/f1a1c942dea97b1c82d506f49f257f78.pdf>

④ 青森公立大学の概要、現在所属する教員の一覧・研究内容等については、以下の青森公立大学ホームページを参照してください。

<https://www.nebuta.ac.jp/university-information#houjin-jouhou>

⑤ この件に関する問い合わせは、本学総務企画グループ総務企画チーム 山口・吉岡（電話 017-764-1555 代
メールアドレス saiyou@mat.nebuta.ac.jp）にお願いします。

公立大学法人青森公立大学教員採用及び昇任規程

平成21年4月1日
規程第62号

改正 平成21年11月規程第145号
改正 平成23年 3月規程第 13号
改正 平成27年 3月規程第 15号
改正 平成28年 9月規程第 21号
改正 平成30年 6月規程第 17号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号）第6条第3項の規定に基づき、青森公立大学の教員職員の採用及び昇任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発議)

第2条 教員職員（教授、准教授及び講師をいう。以下「教員」という。）の採用は、選考により行う。

2 教員の採用及び昇任の選考は、学長が、教育研究審議会の議に基づき教員人事の基本方針に従い、理事長及び部局長（青森公立大学部局長会議規程（平成21年規程第13号）第3条第1項第2号から第6号までに掲げる者をいう。）と協議し、発議する。

(選考)

第3条 教員の採用及び昇任に係る選考は、別に定めるところにより設置する公立大学法人青森公立大学人事委員会（以下「人事委員会」という。）の議に基づき、理事会が行う。

2 人事委員会は、前項の規定により教員の採用及び昇任に係る選考の審議を行うに当たっては、教育研究審議会（当該審議が法人の経営に関するものであるときは、教育研究審議会及び経営審議会）の意見を徴しなければならない。

3 教育研究審議会は、業績審査委員会の審査結果の報告を踏まえ、審議する。
（教員の資格）

第3条の2 教員の資格は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第14条から第16条までの規定に従い、次条から第6条までに定めるところによる。
（教授の資格）

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者

- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
(3) 大学において教授の経歴のある者
(4) 大学において准教授の経歴があり、担当する分野における教育研究上の業績があると認められる者

(5) 芸術、体育等の分野を担当する場合にあっては、特殊の技能に秀で、教育の経歴がある者

(6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
（准教授の資格）

第5条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
(2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
(3) 大学において3年以上助手又はこれに準ずる職員として経歴がある者
(4) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
(5) 研究所等に5年以上在籍し、研究上の業績があると認められる者
(6) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者
（講師の資格）

第6条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 前2条に規定する教授又は准教授となることのできる者
(2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者
（業績審査委員会）

第7条 教員採用予定者及び昇任予定者の資格の審査をするため、学部教授会（以下「教授会」という。）に業績審査委員会を設置する。

2 業績審査委員会は、教授会で互選された教員及び学部長が指名する教員で組織する。

3 前項に規定する業績審査委員会の構成員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教授又はこれに準ずる者の採用及び教授への昇任 教授会構成員のうち教授の職にある者で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名
(2) 准教授又はこれに準ずる者の採用及び准教授への昇任 教授会構成員のうち准教授以上の職にある者で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名
(3) 講師の採用 教授会構成員で互選された教員2名及び学部長が指名する教員2名

（業績審査委員会の定足数）

第8条 業績審査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

（業績審査委員会の委員長）

第9条 業績審査委員会に委員長を置く。

員としての採用が決定された者は、この規程に規定する手続に基づき採用が決定された者とみなす。

附 則 (平成21年規程第145号)
(施行期日)
この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則 (平成23年規程第13号)
(施行期日)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第15号)
(施行期日)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第21号)
(施行期日)
この規程は、平成28年9月16日から施行する。

附 則 (平成30年規程第17号)
(施行期日)
この規程は、平成30年6月22日から施行する。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 業績審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
(業績審査委員会の表決)

第10条 業績審査委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
(募集方法等)

- 第11条 教員採用予定者に係る募集は、公募又は推薦によるものとする。
- 2 業績審査委員会は、履歴書及び業績目録等の審査のみを行うものとする。
- 3 業績審査委員会は、前項の審査の結果について、業績審査結果報告書に当該採用又は昇任に係る者の履歴書及び業績目録等を添えて、学部長に提出するものとする。
- 4 学部長は、前項の規定により提出された審査の結果を、教育研究審議会に報告するものとする。

- 5 学部長は、第3項の業績審査結果報告書、履歴書及び業績目録等を、人事委員会における当該採用又は昇任の可否に係る表決の後、教授会構成員に対し1週間以上縦覧に供するものとする。ただし、当該人事委員会の表決においてこれが否決されたときは、この限りでない。
(経過報告等)

第12条 学長及び学部長は、前条第2項の審査の経過について、業績審査委員会から報告を求めることができる。

(学長への内申)

- 第13条 人事委員会の長は、教員採用及び昇任の結果を、人事委員会の議事録を添付し学長へ内申するものとする。

(理事会への申出)

- 第14条 学長は、前条の結果に基づき、教員の採用及び昇任について理事会に諮るものとする。

(その他)

- 第15条 この規程の実施について必要な事項は、人事委員会の議を経て理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に青森公立大学教員採用及び昇任規程 (平成12年7月27日施行) に規定する手続に基づき施行日以後における教